

## 加賀市立図書館の寄贈図書の受入れに関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、加賀市立図書館管理運営規則（平成17年加賀市教育委員会規則第24号）第8条第1項の規定に基づき、加賀市立図書館（以下図書館という。）に寄贈の申し出があった図書（以下「寄贈図書」という。）の受入れに関し、必要な手続きを定めるものとする。

### (寄贈図書受入れ基準)

第2条 加賀市立図書館資料収集方針に基づき、受入れ基準を次のとおりとする。

#### (1) 寄贈を受入れる図書

- ア 図書館蔵書にないもの
- イ 図書館蔵書にあるが、さらに複本が必要なもの
- ウ 所蔵する全集の欠本や改訂版
- エ その他、図書館が必要とするもの

#### (2) 寄贈を受入れない図書

- ア 加賀市立図書館資料収集方針に沿わないもの
- イ 汚損、破損のあるもの
- ウ 条件付きの寄贈申出によるもの
- エ 受入れに関して多額の費用を要するもの
- オ 同分野の蔵書が十分にあるもの
- カ その他、図書館が不適当と判断したもの

### (寄贈図書の申込み手続き)

第3条 前条第1号の基準を満たす寄贈図書の申込み者は、図書寄贈申込書（様式第1号）を図書館に提出しなければならない。

### (寄贈図書の受取り)

第4条 図書館は前条の図書寄贈申込書に記載のある寄贈図書について、寄贈額を見積もり、次の手続きを行う。

- (1) 寄贈額が 5,000 円未満の場合、図書館は寄贈図書受納書（様式第2号）を発行する。
- (2) 寄贈額が 5,000 円以上の場合、図書館は寄贈図書預り書（様式第3号）を発行し、教育委員会の定めに応じた所定の手続きを行う。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日より実施する。